

伊勢原市中小企業信用保証料補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業の経営の合理化及び振興を図るため、伊勢原市中小企業融資規則（昭和58年伊勢原市規則第5号。以下「規則」という。）第3条第1号に規定する事業振興資金等の融資制度を利用した市内中小企業者に対して、信用保証料（以下「保証料」という。）の一部を補助することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる者は、市内中小企業者であって、次に掲げる資金を利用し、神奈川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証を受けるため、保証協会に保証料を支払ったものとする。

- (1) 規則第3条第1号に規定する事業振興資金
- (2) 神奈川県中小企業制度融資要綱（以下「県融資要綱」という。）第8条第1号に規定する経営安定資金
- (3) 県融資要綱第9条第1号に規定する小口零細企業保証資金
- (4) 県融資要綱第9条第2号に規定する小規模事業資金
- (5) 県融資要綱第10条第1号に規定するライフステージ別資金（創業期）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、保証料の補助対象としない。

- (1) 市税を完納していないとき。
- (2) 市長が交付することが適当でないとき。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、保証協会に払い込んだ保証料のうち50,000円まではその相当額とし、50,000円を超える場合は、50,000円を超えた額の2分の1相当額と50,000円の合計額とする。ただし、100,000円を限度とする。

(補助金交付申請)

第4条 保証料の補助を受けようとする者は、保証料を払い込んだ後、規則第5条に定める取扱金融機関又は県融資要綱第4条第2項に定める取扱金融機関の証明を得

て、信用保証料補助金交付申請書（第1号様式）に支払った信用保証料の額が分かる資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項に定める申請は、融資を受けた日から1年以内にしなければならない。

（補助金交付の決定等）

第5条 市長は、前条に規定する信用保証料補助金交付申請書が提出された場合で当該申請に係る書類を審査し、交付を決定したときは、信用保証料補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、交付しないことを決定したときは、信用保証料補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請人に通知するものとする。

（決定の変更等）

第6条 前条に定める交付の決定を受けた者は、第4条に定める申請の内容に変更が生じた場合、速やかに信用保証料補助金交付決定（変更・取消）申請書（第4号様式。以下「変更申請書」という。）に変更内容が確認できるものを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める変更申請書が提出された場合で前条に定める交付の決定を変更したときは、信用保証料補助金交付決定（変更・取消）通知書（第5号様式）により当該交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（決定の取消し等）

第7条 補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 借入れ保証期間又は金額が減少した等の理由により、払い込んだ保証料の返還を受けたとき。

(2) 規則第7条の表に定める資金用途又は県融資要綱第8条、第9条若しくは第10条に定める目的以外に事業資金を使用したとき。

(3) 不正な方法により、補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、信用保証料補助金交付決定（変更・取消）通知書により当該決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、信用保証料補助金交付請求書（第6号様式）に交付決定通知書の写しを添えて、速やかに市長へ請求しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条に定める請求がされた場合、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市中小企業信用保証料補助要綱の規定は、平成21年1月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に申請書が市に到達している補助金交付申請の内容が、この告示の施行後、当該申請書に記載された申請額を超える金額を受給することができるものであるときは、市長は、申請者にその旨を通知し、申請書を補正する機会を付与しなければならない。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市中小企業信用保証料補助要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市中小企業信用保証料補助要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市中小企業信用保証料補助要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月28日告示第57号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第62号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第31号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の伊勢原市中小企業信用保証料補助要綱の規定は、施行日以後借入れを実行したものについて適用し、施行日前に借入れを実行したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日告示第64号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日告示第44号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月15日告示第181号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第26号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する

（経過措置）

2 改正後の伊勢原市中小企業信用保証料補助要綱の規定は、令和3年4月1日以降に融資を利用したものについて適用し、同日前に融資を利用したものについては、なお従前の例による。

信用保証料補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

印

伊勢原市中小企業信用保証料補助要綱第4条の規定により次のとおり申請します。また、同要綱第2条第2項に規定する事項の確認のため、納税状況について調査されることに同意します。

1	資金の名称			
2	資金の種類			
3	借入保証金額	円		
4	保証期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
5	返済方法	か月払		
6	保証料	(1)保証料総額	円	
		(2)差引額	返戻保証料	円
			地公体補助額	円
			その他 ()	円
		本人負担額	(1)-(2)	
7	補助金申請額	円		
8	営業の概要	商号(屋号)		
		所在地		
		業種		

金融機関記入欄

上記のとおり、神奈川県信用保証協会の信用保証により貸付をし、保証料の払込みがあったことを確認します。

保証番号

年 月 日

金融機関名

代表者

印

第2号様式（第5条関係）

信用保証料補助金交付決定通知書

所在地 名称 代表者氏名	伊勢原市指令（ ） 号 年 月 日 様 伊勢原市長 印
年 月 日付けで申請のありました補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、伊勢原市信用保証料補助要綱第5条の規定に基づき、通知します。	
1 資金の名称	
2 借入保証金額	円
3 保証期間	か月間（ 年 月 日～ 年 月 日）
4 保証料補助金額	円
5 条 件	1 この補助金は、上記の資金利用に際し、要した信用保証協会に払い込んだ保証料の負担を軽減するため保証料を補助するものです。 2 次の各号に該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金について、その全部又は一部を返還していただきます。 (1) 借入保証期間及び金額が減少し、払い込んだ保証料が返還されたとき。 (2) 伊勢原市中小企業融資規則（昭和58年伊勢原市規則第5号）第7条の表に定める資金用途又は神奈川県中小企業制度融資要綱（平成12年4月1日施行）第9条若しくは同要綱第10条に定める目的以外に使用したとき。 (3) 不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
6 指 示	信用保証料補助金交付請求書（第6号様式）を提出してください。 提出先 259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所
7 教 示	この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表とする者は市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

信用保証料補助金不交付決定通知書

<p style="text-align: right;">伊勢原市指令（ ） 号 年 月 日</p> <p>所在地 名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">伊勢原市長 印</p> <p>年 月 日付けで申請のありました補助金の交付については、次のとおり決定しましたので、伊勢原市信用保証料補助要綱第5条の規定に基づき、通知します。</p>	
1 資金の名称	
2 借入保証金額	円
3 保証期間	か月間（ 年 月 日～ 年 月 日）
4 信用保証料払込額	円
5 不交付の理由	
6 教 示	<p>この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表とする者は市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>
7 そ の 他	<p>この補助金については、不交付決定通知後に補助対象の要件を満たすことができた場合、再度申請することができます。</p> <p>申請期日：融資を受けた日から1年以内</p>

第4号様式（第6条関係）

信用保証料補助金交付決定（変更・取消）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地
名称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付けで交付決定した信用保証料補助金交付に係る決定を、次のとおり変更する・取り消すので申請します。

資金の名称		
借入保証金額	円	
保証期間	か月間 (年 月 日 ~ 年 月 日)	
補助金交付決定額	円	
変更・取消内容	変更前	変更後
変更・取消理由		

第5号様式（第6条、第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

信用保証料補助金交付決定（変更・取消）通知書

所在地
名称
代表者氏名 様

伊勢原市長



年 月 日付けで交付決定した信用保証料補助金交付に係る決定を、次のとおり 変更する・取り消すので通知します。

資金の名称	
借入保証金額	円
保証期間	か月間 (年 月 日～ 年 月 日)
取消理由又は変更内容	
備考	
教 示	<p>この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表とする者は市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。</p>

第6号様式（第8条関係）

信用保証料補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

㊟

電話番号

伊勢原市中小企業信用保証料補助要綱第8条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

資金の名称

交付請求額

円

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	支店名							
口座種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

添付書類 信用保証料補助金交付決定通知書の写し